

57 「家族構成別家財評価額」の適用（18歳以上か否かの判定時期）

問 家財に対する損失額の計算において、「生計を一にする親族の数」に応ずる家財の額は、18歳以上1人当たり130万円ということですが、この18歳以上に該当するか否かの判定はいつをもって行うのですか。

答

18歳以上に該当するかどうかは、「災害の始まった日」現在の現況により判断します。
また、生計を一にする親族であるかどうかについても、「災害の始まった日」現在の現況により判定します。

58 「家族構成別家財評価額」の適用（生計を一にする親族数の判定）

問 家財に対する損失額の計算において、「生計を一にする親族の数」に応ずる家財の額は、大人1名につき130万円（子供1名につき80万円）ということですが、夫と死別した場合は、どのように計算するのですか。

答

夫と死別した場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分（130万円）を差し引いて計算します。

計算例

妻（45歳・1年前に死別）、子（15歳）の世帯の場合

「夫婦」欄の45歳（1,100万円）－大人1名（130万円）＋子供1名（80万円）＝1,050万円

59 「家族構成別家財評価額」の適用（食器類の損壊）

問 家具や電気製品にはそれほどの被害はなかったが、食器棚が倒れ、中の食器が大量に壊れてしまいました。この場合、損失額はどのように算定するのですか。

答

住宅の被害が軽微な場合には、家財だけを合理的算定方式の「家族構成別家財評価額」を適用することはできません。

したがって、食器類の損失額は、取得価額と数量から合理的に算定することになります。

60 「家族構成別家財評価額」の適用（年齢の判断時期）

問 家族構成別家財評価額を適用する年齢の判断時期は、「災害の始まった日」現在の現況により判断することとなります。10月23日以後の余震により、住宅が損壊した場合には、余震のあった日を「災害の始まった日」解してよいでしょうか。

答

「災害の始まった日」は、基本的には新潟・福島豪雨は16年7月13日、新潟県中越地震は16年10月23日となります。余震等で倒壊等した場合には、この余震のあった日をもって「災害の始まった日」と解して差し支えありません。

61 被災資産に係る減価償却費の計算（耐用年数の基本的な考え方）

問 災害により住宅に損害を受けたましたが、耐用年数はどのように計算するのですか。

答

資産の法定耐用年数に1.5を乗じて計算した年数（1年未満の端数がある場合は切り捨てる。）とします。

【関係法令等】所法49、所令85

計算例

① 住宅（法定耐用年数22年）

$$(22\text{年} \times 1.5) = 33.0 \cdots \underline{\underline{33\text{年}}}$$

② 住宅（法定耐用年数47年）

$$(47\text{年} \times 1.5) = 70.5 \cdots \underline{\underline{70\text{年}}}$$

62 被災資産に係る減価償却費の計算（中古資産の耐用年数の考え方）

問 災害により中古車両（自家用車）が損害を受けたましたが、耐用年数はどのように計算するのですか。

答

中古資産に係る減価償却費の計算上適用する耐用年数は、取得後のその中古資産の使用可能期間を見積り、その年数によるすることができます。しかし、取得した中古資産が建物、構築物等のように個別耐用年数が定められている資産で、その取得の時以後の使用可能期間を見積ることが困難な場合において、次の方法で計算した年数とします。

（1）法定耐用年数の全部を経過したもの

$$(\text{法定耐用年数} \times 20\%) \times 1.5$$

（2）法定耐用年数の一部を経過したもの

$$[(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + (\text{経過年数} \times 20\%)] \times 1.5$$

この場合に、その計算した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には、2年をその資産の耐用年数とします。

なお、「使用可能期間を見積ることが困難な場合」とは、その見積りのために必要な資料がないため技術者等が積極的に特別の調査をしなければならない場合や耐用年数の見積りに多額の費用を要する場合等をいいます。

また、（1）（2）にいう経過年数が不明な場合には、その構造、形式、表示されている製作の時期等を勘案してその経過年数を適正に見積ることとします。

計算例

① 車両（自家用車）（法定耐用年数6年）、経過年数7年

$$(6\text{年} \times 20\%) \times 1.5 = 1.8 \cdots \underline{\underline{2\text{年}}}$$

② 車両（自家用車）（法定耐用年数6年）、経過年数4年

$$[(6\text{年} - 4\text{年}) + (4\text{年} \times 20\%)] \times 1.5 = 4.2 \cdots \underline{\underline{4\text{年}}}$$

【関係法令等】所法49、所令85、耐令3①、耐通1-5-2

63 被災資産に係る減価償却費の計算（残存価額の考え方）

問 災害により住宅に損害を受けました。この住宅は法定耐用年数をすべて経過していますが、残存価額はどのようになりますか。

答

資産の残存価額は、資産の区分に応じ残存割合を当該資産の取得価額に乗じて計算することとされており、有形固定資産については取得価額の10%が残存価額とされています。

したがって、法定耐用年数をすべて経過していても10%の残存価額が残ることとなります。

【関係法令等】所令134①、耐令5①

64 被害割合の考え方（居住の見込みがなくなった場合）

問 災害の影響で自宅の裏山が崩れ、住宅が半壊し、居住することは可能ですが、被害が拡大する危険があるため、居住不能の状態です。将来的にも、継続して居住の用に供する見込みがない場合、被害割合はどのように判断すればよいでしょうか。

答

住宅についてのみ判断すれば「半壊」となりますが、事実上、外的要因により居住不能となったことを考えると「全壊」の場合と同様の状態と認められます。

したがって、被害区分は「全壊」として取り扱って差し支えありません。

なお、住宅の被害割合が「全壊」かどうかは、補修すれば再び使用できるかどうかによって判断するため、建物の残存部分を補修すれば再び使用できるものを任意に取り壊したからといって被害割合が「全壊」とはなりません。

65 被害割合の考え方（地下階が浸水した場合）

問 災害の影響で地下階が浸水した場合、被害割合はどのように判断すればよいでしょうか。

答

地下階が駐車場や倉庫など、床面、壁面等に仕上げが施されていない（コンクリート打放など）部分に浸水した場合を除いて、地下階が浸水した場合は、「被害割合表」の「床上」を「地下階上」と読み替え「二階建以上」欄の被害割合を使用します。

66 被害割合の考え方（海水が流れ込んだ場合）

問 災害により住宅が浸水（床上 30 cm・平屋）し、海水が流れ込んできました。この場合の被害割合はどのように計算するのですか。

答

被害の種類ごとに被害割合を加算していくため、海水が流れ込んできた場合は、

$$\text{床上 } 50\text{cm} \text{未満} \cdot \text{平屋 (25\%)} + \text{海水 (15\%)} = \underline{\underline{40\%}}$$

となり、40%が被害割合となります。

67 被害割合の考え方（損壊＋浸水の場合）

問 災害により住宅が一部損壊した上、浸水（床上 30 cm・二階建住宅）しました。この場合、被害割合はどのように計算するのですか。

答

被害の種類ごとに被害割合を加算していくため、一部損壊した上、浸水（床上 50cm・二階建住宅）した場合は、

$$\text{一部損壊 (5\%)} + \text{床上 } 50\text{cm} \text{未満} \cdot \text{二階建住宅 (20\%)} = \underline{\underline{25\%}}$$

となり、25%が被害割合となります。

68 被害割合の考え方（高床部分が浸水）

問 高床式住宅が水害被害に遭い、高床部分が水に浸かった場合は、床上浸水と見るのでしょうか、床下浸水と見るのでしょうか。

答

高床式住宅は、積雪のために床部分を高くして建築したものですので、構造上は、床に相当する部分であると考えられます。したがって、高床部分に居住用部分がなければ、住宅も、家財も、床下浸水として被害割合表を適用することになります。

69 損失額の合理的な算定方式による計算と実額計算の併用

問 災害により住宅と家財に損害を受け、住宅については、損失額の計算を実額により計算することができますが、家財については損失額を実額により計算することができないので、家財についてのみ損失額の合理的な算定方式により損失額を計算してよいでしょうか。

答

災害により被害を受けた住宅又は家財等の損失額の計算については、その損失が生じたときの直前におけるその資産の時価を基として計算することとされています。

しかし、災害により被害を受けた資産について、個々に損失額を計算することが困難な場合には、損失額の合理的な算定方式で計算してよいこととして取り扱います。

したがって、住宅については実額で計算し、実額計算ができない家財については、損失額の合理的な算定方式により計算するなど、その区分により損失額の計算方法が異なっても差し支えありません。

【関係法令等】所法 72 ①、所令 206 ③

70 損失額の合理的な算定方式（増築により経過年数が異なる場合）

問 30 年前に建築した住宅を、5 年前に増改築した場合には、取得価額から差し引く減価償却費の計算はどのように行えばよいでしょうか。

答

増改築 1 年目は当初の建築費と増改築部分を分けて減価償却費を計算し、2 年目以降は、当初の取得価額と増改築費を合計した金額を取得価額として、住宅の減価償却率を乗じて計算します。

【関係法令等】所令 132 ①、所基通 49 - 39

第4 資産税（相続税、贈与税、譲渡所得）関係

71 災害にあったときの相続税及び贈与税の減免措置

相続又は贈与により取得した財産について、地震、風水害、落雷、火災などにより甚大な被害を受けた場合で、次の1及び2に該当するものについては、その被害を受けた財産の価額に相当する部分について軽減又は免除されることとされています。（災免法4、6、災免令11、12）

1 申告期限後に被害を受けた場合

(1) 相続税又は贈与税の申告期限後に相続若しく遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産について災害により被害を受けた場合で、次のいずれかに該当する場合には、被害のあった日以後に納付すべき税額のうち、被害を受けた部分の価額に相当する税額が免除されます。
(災免法4、災免令11)

イ 相続税は贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（相続税の場合には債務控除後の価額）のうちに、被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であるとき（災免令11①一）

ロ 相続税の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうちに、動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であるとき（災免令11①一）

（注）動産等とは、①動産（金銭・有価証券を除く。）、②不動産（土地及び土地の上に存する権利を除く。）、③立木をいう。

(2) 免除される税額

被害のあった日以後に納付すべき税額について、次の算式により計算した税額が免除されます。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{被害のあった日以後に納付すべき税額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{被 害 を 受 け た 部 分 の 価 額}^{(注1)} \\ \hline \text{課 税 価 格 の 計 算 の 基 礎 と な っ た 財 産 の 価 額 (債 務 控 除 後 の 価 額)} \end{array}} = \boxed{\text{免 除 税 額}} \end{array}$$

（注1）

「被害を受けた部分の価額」は次により計算します。

$$\boxed{\text{被 害 を 受 け た 財 産 の 相 繙 税 ・ 贈 与 税 の 課 税 価 格}} \times \boxed{\text{被 害 割 合}} = \boxed{\text{被 害 を 受 け た 部 分 の 価 額}}$$

※ 被害割合とは、その財産が被害を受ける直前の時価のうちに占める「被害額から保険金等により補てんされる金額を控除した残額」の割合です。

(3) 被害のあった日以後に納付すべき税額

「被害のあった日以後に納付すべき税額」とは次のものをいい、延滞税、利子税及び加算税のほか、既に納付済みの税額や滞納となっている税額は含まれません。

イ 延納税額で、災害のあった日までに分納税額の納期限が到来していないもの

ロ 延納申請税額で、許可又は却下の処理前の徴収猶予中のもの

ハ 物納申請税額で、許可又は却下の処理前の徴収猶予中のもの

ニ 納税猶予額で、災害のあった日までに当該猶予の期限が到来していないもの

ホ 灾害のあった日前に申告期限が到来しているもので、災害のあった日以後に納付税額が確定するもの（例：期限後申告・修正申告・決定・更正等）

2 申告期限前に被害を受けた場合

(1) 相続税又は贈与税の軽減を受けることができる場合

相続税又は贈与税の申告期限前に相続若しくは遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産について災害により被害を受けた場合で、上記の1の(1)のイ又はロのいずれかに該当する場合には、相続税又は贈与税の計算に当たって、これらの財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額によります。(災免法6、災免令12①②)

(2) 軽減の内容

相続税又は贈与税の計算に当たって、被害を受けた財産の価額は、次の算式により計算した価額となります。

$$\boxed{\text{相続財産又は受贈財産の価額}} - \boxed{\text{被害を受けた部分の価額^(注2)}} = \boxed{\text{相続税又は贈与税の課税価格に算入する価額}}$$

(注2) 「被害を受けた部分の価額」は、上記1(2)の注1と同様です。

3 軽減免除等の手続き

(1) 申告書の提出期限後に被害を受けた場合

申告書の提出期限後に被害を受けたため、災害のあった日以後において納付すべき相続税又は贈与税の額について免除を受けようとする者は、「災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書」(様式)を災害のやんだ日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください(災免法11②)。

(2) 申告書の提出期限前に被害を受けた場合

申告書の提出期限前に被害を受けたため、相続税又は贈与税の軽減免除を受けようとする者は、相続税又は贈与税の期限内申告書に、被害を受けた財産について被害を受けた部分の価額を控除した価額により課税価格及び相続税額又は贈与税額を記載するとともに、①軽減免除を受けようとする旨、②被災状況、③被害を受けた部分の価額を記載した書面(様式)を添付してください(災免令12③)

72 相続税の申告、納付期限の延長について

問 被災した場合には相続税の申告、納付期限についても「災害がやんだ日から2か月以内の範囲」で期限が延長されることになっていますが、相続財産の評価等が困難な場合には、さらに延長されませんか。

答

申告、納付等の期限の延長については、「災害等のやむを得ない理由のやんだ日から2か月以内に限り、当該期間を延長することができる」とこととされています。

この延長後の期限は別途定められますが、さらにその期限が延長されることはありません。

【関係法令等】通法 11

73 免除申請書の提出

問 災免法4条の免除申請は、いつまでに提出すればよいでしょうか。

答

原則として、災害のやんだ日から2か月以内に納税地の所轄税務署長に提出します。

【関係法令等】災免法4、災免令11②

74 期限後申告に係る免除申請

問 期限後申告についての免除申請は、どのように行うのですか。

答

通常の計算（被害前の金額）により、行った期限後申告書と被害を受けた財産に係る免除申請書を同時に提出します。

この場合、通常の計算により算出された税額を基に免除額を算出します。

なお、加算税、延滞税等の附帯税は免除の対象とならないため、原則として免除税額に係る加算税等も災免法の免除の対象となりません。

【関係法令等】災免法4

75 申告期限前に被害を受けた場合の申告期限

問 相続財産について、申告期限前に被害を受けた場合に災免法第6条の適用を受けるためには、相続税の申告書に被害の状況・被害額等を記載し、原則として申告期限内に提出しなければならないこととされています。この「申告期限」は、通則法11条の規定により申告期限が延長された場合は、延長後の申告期限となりますか。

答

延長後の申告期限となります。

【関係法令等】 災免法6、災免令12③、通法11

76 指定地域外に転居した場合の申告期限

問 指定地域内の納税者が、震災により居宅が全壊したため、10月中に指定地域外に転居しました。この者が、平成16年中に贈与を受けている場合、申告期限はどうなりますか。

答

通則法第11条の災害等による期限の延長は「災害その他やむを得ない理由により」、「申告等をすることがないと認めるとき」に「政令で定めるところにより」申告等の期限を延長するものです。

また、政令では、地域指定について、「都道府県の全部又は一部にわたり、申告等の行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して延長するものとする。」(通令3①)とされているため、地域指定による延長は、地域を基準として行われることとなります。

なお、告示では、「申告等の期限のうち、指定地域に納税地を有する者に係るもの」とされていることから、指定地域内に納税地を有さない者についての申告等の期限は、延長の対象となりません。

したがって、転出者については、納税地が転出時点まで指定地域内にあることから、転出前に到来する期限は転出時点まで延長され、転出後に到来する期限は、被災納税者に係るものであっても、「指定地域に納税地を有する者に係るもの」には当たらないため、地域指定による期限延長の対象とはなりません。

ただし、単に地域指定による期限延長の対象から外れるだけで、個別申請によって救済を受けることができる場合があります。

よって、事例の場合、納税者の平成16年分の贈与税の申告期限は、原則的には、平成17年3月15日となります。納税者の被災の状況により、個別に所轄税務署長に申請をすることにより申告等の期限の延長が可能となる場合があります。

【関係法令等】 通法11、通令3①

77 指定地域内に転居してきた場合の申告期限

問 指定地域外の納税者が、本年 12 月 13 日に指定地域内に転居しました。この納税者は、今回の震災による被害は受けていません。

この者が 16 年中に贈与（物件は被災地外で被害は受けていない。）を受けている場合、贈与税の申告期限はいつになりますか。

答

申告期限前に指定地域内に転入した者については、納税地が転入時点から指定地域内にあることから、転入後に到来する期限は延长期日まで自動的に延長され、転入前に到来する期限は地域指定による期限延長の適用はありません。

したがって、事例の場合、平成 16 年分の贈与税の申告期限は、国税庁長官の定める日まで延長されます。

78 被災後の財産価額により計算すると基礎控除額以下となる場合の申告要件

問 相続財産について、申告期限前に被害を受けましたが、災免法 6 条により被害後の金額により計算を行うと基礎控除以下となります。

この場合に申告書の提出は必要ですか。

答

災免法 6 条の規定による相続税の軽減措置を受けるためには、相続税の申告書にその適用を受ける旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載しなければならず、被害を受けた後の価額により計算した課税価格が相続税の基礎控除額以下となるときでも、被害を受ける前の価額により計算した課税価格が相続税の基礎控除額を超える場合には、相続税の申告書の提出が必要です。

【関係法令等】災免法 6、災免令 12 ①

79 見舞金、義援金、支援金を受け取った場合の相続税の課税関係

問 被相続人が災害見舞金や義援金、支援金を受け取っていた場合には、これらの財産も相続税の課税対象となりますか。

答

相続税の課税財産の範囲は、納税義務者が相続により取得した財産の全部となっています。したがって、生前に受け取った災害見舞金や義援金、支援金等についても、相続開始時点における残高が相続税の課税対象となります。

80 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（入院中に死亡した場合）

問 震災により負傷し、居宅を離れて入院中に死亡した場合は、当該居宅の敷地について、措置法69条の4の適用はありますか。

答

病院の機能等を踏まえれば、被相続人が当該居宅で起居しないのは、一時的なものと考えるのが相当であることから、当該居宅が入院後他の用途に供されていたような特段の事情がない限り、被相続人の生活の拠点はなおその建物に置かれていると解することができるので、入院期間の長短を問わず、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていた宅地等として、措置法69条の4の適用があります。

【関係法令等】措法69の4

81 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（居住用家屋の建築のための準備の判定）

問 「被相続人等の居住の用に供する家屋の建築のための準備が開始されていた」かどうかの判定はどういうに行うのですか。

答

「被相続人等の居住の用に供する家屋の建築のための準備が開始されていた」かどうかは、新築工事の着手の有無だけでなく、被相続人等のその敷地での居住の意思、家屋の設計、建築資金の調達、建築請負契約の交渉の開始等の状況を総合勘案して判定します。

【関係法令等】措通69の4-18

82 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

(事業再開前に死亡した場合・震災により事業を再開できない場合)

問 ケース1 震災により店舗が滅失しましたが、事業再開する前の平成16年12月に本人が死亡しました。

ケース2 相続人甲は、平成16年9月に生計を一にしていた父から店舗用家屋を相続し、その後も引き続き事業を継続していましたが、震災により、当該店舗用家屋が滅失したため、現在事業を再開できないでいます。

答

I ケース1について

事業の用に供されていた家屋の損壊後、その敷地について他の用途に供されたことがない場合において、その敷地に被相続人等の事業の用に供する家屋を建築するための準備が開始されていたことその他の事情からみて、その敷地が、相続開始の直前においても、被相続人等にとって、なお事業の用に供される宅地等に当たると認められるときは、その宅地は措置法69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等に当たるものと解することが相当です。

なお、損壊した家屋の敷地が、特定事業用宅地等に当たるかどうかは、措置法通達69の4-18により判定します。

II ケース2について

特定事業用宅地等に当たるかどうかは、措置法通達69の4-18により判定します。

(注) 「被相続人等の事業の用に供する家屋を建築するための準備が開始されていた」かどうかは、新築家屋の建築工事の着手の有無だけでなく、被相続人等のその敷地での事業再開の意思、家屋の設計、建築資金の調達、建築請負契約の交渉の開始等の行為の状況を総合勘案して判定します。措置法通達69の4-18においても同様です。

【関係法令等】措法69の4①一、同①二、同②、措通69の4-18

83 相続税及び贈与税の納税猶予税額の減免について

問 相続税及び贈与税の納税猶予の適用を受けている農地について、被害を受けた場合に減免措置はありますか。

答

災害の発生前に相続、贈与により取得した財産について、災害によって被害を受けたときには、次のいずれかに該当する場合、相続税及び贈与税について減免措置を受けることができます。

- ① 相続財産の価額（債務控除後の価額）及び受贈した財産の価額のうち、被害を受けた部分の価額の割合が 10 分の 1 以上あるとき
- ② 相続財産及び受贈した財産である家屋や家財などの動産の価額のうち、これらの動産について被害を受けた部分の価額の割合が 10 分の 1 以上あるとき

被害のあった日以後に納付すべき税額には、「納税猶予税額で、災害のあった日までにその猶予の期限が到来していないもの（現に納税猶予を受けている税額）」がありますので、一定の計算をした税額が免除されます。

この場合における「被害」とは、土地の亀裂、陥没等の物的な損害が対象となり、地価の下落などの経済的価値の減少は含まれません。

84 納税猶予に係る期限の確定

問 今回の地震により、相続（贈与）税の納税猶予の適用を受けている農地が土砂等の流入等によって、農地の用に供することができなくなってしまいました。この場合、納税猶予の期限が確定することになりますか。

答

災害等のためやむを得ず一時的に農地の用に供していないとしても、その後、農業の用に供する見込みである場合には、納税猶予の期限は確定しません。

なお、その農地を農業の用に供しないまま転用した場合や、やむを得ない事情が解消したにもかかわらず、その農地を農業の用に供しない場合には、その転用があった時又はやむを得ない事情が解消した時ににおいて納税猶予の期限が確定することになります。

【関連法令等】措法 70 の 4、70 の 6